

社員総会及び理事会運営規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人兵庫県パワーリフティング協会（以下「当法人」という。）定款第11条、第12条から第18条（社員総会）および第28条、第29条から第33条（理事会）の規定に基づき、当法人の社員総会及び理事会の運営に関し必要な事項を定め、円滑な組織運営を図ることを目的とする。

第2章 社員総会

第2条（招集通知）

社員総会の招集通知は、会日の2週間前までに各社員に対して発する。

2 前項の通知には、日時、場所及び会議の目的である事項を記載し、必要に応じて参考資料を添付するものとする。

第3条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

第4条（決議）

社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 定款第16条第2項に定める重要事項（定款変更、解散、監事の解任等）については、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第5条（議事録）

社員総会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、当該議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名を行うものとする。

第3章 理事会

第6条（開催）

理事会は、必要に応じて開催する。

2 代表理事及び業務執行理事は、6か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報

告しなければならない。

第7条（招集通知）

理事会の招集通知は、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して発する。

2 理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第8条（議長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

第9条（決議）

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第10条（決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

第11条（議事録）

理事会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、当該議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名を行うものとする。

第4章 雑則

第12条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

<附 則>

1 この規程は、令和8年2月10日に制定し、同日から施行する。